

社会福祉法人丸森町社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

社会福祉法人丸森町社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規程は、定款第10条第3項の規定に基づき、社会福祉法人丸森町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の理事、監事、評議員及び会長が委嘱した委員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について定めるものとする。

(会長の報酬)

第2条 理事たる会長の報酬は、次の表に掲げるとおりとする。

月 額	50,000円
-----	---------

(費用弁償)

第3条 役員等が、会議に出席したとき又は会長の命により旅行したときは、費用弁償を支給するものとする。

2 前項の場合において、支給する費用弁償の種類及び額は、本会職員の例による。ただし、日当の額は、次の表に掲げるとおりとする。

1日	2,000円
----	--------

3 本会職員であつて、理事になった者には、費用弁償は支給しない。

(支給方法)

第4条 役員等に対する報酬及び費用弁償の支給方法は、本会職員の例による。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。